



## 申し入れ書

西成区保健福祉センター所長様

野宿者ネットワーク  
特定非営利活動法人バリアフリーサービスつばさ  
特定非営利活動法人ジョイフルさつき  
釜ヶ崎キリスト教協友会  
反貧困ネットワーク大阪実行委員会

わたしたちは野宿状態など、生活困窮にある人たちの生活保護申請の支援をしています。その中で生活保護申請から保護費支給まで1カ月近くかかるケースが西成区保健福祉センターで続いています。

たとえば、Aさんは〇月25日に物件を契約して生活保護申請をしましたが、保護費支給されたのは翌々月5日でした。この間、西成区保健福祉センターからは5000円渡されただけです。本人がほぼ無一文だったため、支援団体が協力して食料などを援助してきました。さらに、保護費支給がいつになるかわからないため、絶えず本人と連絡を取って物資を渡さなければならず、本人、支援者にとって大きな負担となりました。

こうしたケースがたびたび続いており、Bさんは生活保護申請が□月2日で生活保護決定通知書の記載日は当月22日、保護費支給が翌月9日でした。Cさんは生活保護申請が▽月8日、生活保護決定通知書の記載日は当月28日で、保護費支給が翌月7日でした。Dさんは生活保護申請が△月3日で生活保護決定通知書が届いたのが当月31日、そして銀行口座を持っていないことを理由に、保護費支給が翌月14日(手渡し)でした。この人の場合、生活保護申請から保護費支給まで実に44日かかっています。申請時、所持金は数百円だったので、支援者が生活を支え続けなければなりませんでした。

生活保護法第24条第5項は「通知は、申請のあった日から十四日以内にしなければならない」としています。この「14日」が守られず、「特別な理由による延長」が頻発していることとなります。

さらに問題は、決定通知がされてから2週間あまりの間、支給されないことです。行政は国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保証しなければなりません。しかし、決定から支給までの間、ケースによっては無一文で食糧がないまま放置されています。支援者がいなければ餓死している状態です。決済を済ますのに、何故こんなに時間がかかっているのでしょうか。

そもそも、生活保護法第4条第3項は急迫した事由がある場合に資産と能力の調査に優先して必要な保護を行うことを定めています。西成区保健福祉センターは生活保護申請時に提出された資産申告書と収入申告書によって申請者の資産と収入の状況の概括を把握している以上、申請者が万が一にも餓死の危険に陥らないように対応する責任があります。

問題点は、

- ・申請してから決定までの貸し付けが少なすぎる。大阪市で多い 2000 円、のちに 3000 円で合計 5000 円の貸し付けでは、普通に考えて 5 日程度の食費にしかない。「原則 14 日以内」に決定という原則からしても、生存できない金額になっている。
- ・申請から決定までの「原則 14 日」が守られないケースが多々起きている。
- ・決定したら即日支給されるべき生活保護費が 1～2 週間も支給されず、その間の貸し付けがない。

そこで、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保証すべき西成区保健福祉センターに、以下を申し入れます。

- 1・申請してから決定までの貸し付けを、少なくとも 2 週間分の生活費程度にすること。
- 2・申請から保護決定は生活保護法 24 条にもとづき 14 日以内とすること。それができない時は本人に理由を説明すること。
- 3・生活保護が決定したら、少なくとも 3 日以内に生活保護費を支給すること。

また、西成区保健福祉センターにおける新規保護申請をめぐる現状を確認するため、次の点について明らかにしてください。

- ① 西成区保健福祉センターでの 2022 年度（令和 4 年度）1 年間の新規の申請受理件数。
- ② ①のうち 14 日以内の決定通知件数（生活保護法第 24 条では通知日ですが、通知日のデータがない場合は決定日でもかまいません）。そのうち保護開始決定件数と却下件数。
- ③ ①のうち 15 日から 30 日以内の決定通知件数。そのうち保護開始決定件数と却下件数。
- ④ ①のうち 31 日以上決定通知件数。そのうち保護開始決定件数と却下件数。最長のケースは何日でしょうか？
- ⑤ ③と④のうち決定書に特別な理由の内容を明示した件数。
- ⑥ 申請を受理しながらも決定を出していないケースがあれば何件でしょうか？
- ⑦ 特別な理由により 14 日以内に決定通知ができなかったケースのうち、生活保護法第 24 条第 5 項のただし書き（扶養義務者の資産及び収入の状況に日時を要する場合その他特別な理由がある場合）に照らしてどのような事情がケースとして多かったのか、現状分析と課題を明らかにしてください。
- ⑧ 西成区保健福祉センターの 2022 年度の保護決定件数のうち保護決定から保護費支給日まで 3 日以内のケースの件数。4 日以上 7 日以内の件数。8 日以上の場合の件数。最長何日かかったのか。
- ⑨以前は福祉貸付金として 2 万円の貸し付けがあったと聞きましたが、いつの時点でどんな理由で貸付金額が 5000 円となったのでしょうか。5000 円の貸付金の原資は何でしょうか。

以上の点に関する回答を 2023 年 9 月 7 日までに書面でしてください。回答に際しては話し合いの機会を持ってください。

連絡先 野宿者ネットワーク